

第 6571 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 27日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 接待飲食費の帳簿書類への記載事項

**Q** : 中小法人は接待飲食費の50%相当額が損金に算入できるそうですが、帳簿書類への記載要件があると聞きました。形式等が定められているのですか？

**A** : 特に定められていません。

### 【解説】

法人税では、中小法人は、接待飲食費の額の50%相当額と交際費等の額の年800万円(定額控除限度額)までのいずれかを損金に算入することができますとしていますが、接待飲食費については、次の事項が記載された書類の保存があるものについて適用されることとされています。

ただし、その書類の形式は問われていませんので、領収書であっても次の事項が記載されており、それを保存していればこの適用を受けることができます。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地(店舗を有しない等で名称、所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

なお、相手方の氏名が一部不明の場合や多数参加したような場合には、〇〇会社△△部、××部長他10名、販売先というような記載方法でも認められることとなっています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

